

■ 猶予申請 添付書類

※各書類は原則猶予開始希望月から、3ヶ月以内の日付のものを添付して下さい。

猶予理由	添付書類（各理由の書類。何れか）
<p>(1) 専門課程若しくは応用課程の高度職業訓練又は指導員養成課程若しくは高度養成課程の指導員養成訓練を受けているとき。</p>	<p>・ 猶予期間にあたる在学証明書（原本） （例：希望する猶予期間が令和5年4月から令和6年3月の場合は、令和5年4月以降発行のもの）</p>
<p>(2) 学校教育法に規定する大学院、大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校に在学しているとき。（夜間において授業を行う学部若しくは学科に在学するとき又は通信による教育を受けているときを除く。）</p>	<p>・ 猶予期間にあたる在学証明書（原本） （例：希望する猶予期間が令和5年4月から令和6年3月の場合は、令和5年4月以降発行のもの）</p>
<p>(3) 災害、傷病により返済金の返還が困難になったと認められるとき。</p>	<p>・ 罹災証明書（原本） ・ 医師の診断書（原本） ・ その他のやむを得ない事由が客観的に確認できる書類 ※申請時の状況がわかるもの（3ヶ月以内） ※就労困難であること及び就労困難な期間の記載が必要</p>
<p>(4) 生活保護法（昭和25年法律144号）による生活保護を受けているとき。</p>	<p>・ 生活保護受給証明書（原本）（3ヶ月以内） ・ 民生委員の証明書（原本）（3ヶ月以内）</p>
<p>(5) 失業しているとき。</p>	<p>■ 失業前の勤務先等が雇用保険適用事業所の場合 ・ 雇用保険被保険者離職票の写し（3ヶ月以内） ・ 雇用保険受給資格者証の写し（受給期間中） ・ 雇用保険受給延長通知の写し（受給期間中） ■ 失業前の勤務先などが官公庁の場合 ・ 任命権者の発した辞令（退職証明書）の写し（公務員に限る）（3ヶ月以内） ■ 個人事業主又は法人役員等の場合 ・ 営業許可廃止証明（3ヶ月以内） ・ 商業登記簿謄本（法人の解散、休業などが確認できるもの）の写し（3ヶ月以内） ■ 上記以外の場合 ・ 求職受付票 （現在ご利用中のハローワークカードの写し。 カード発行日が、申請より3ヶ月以前のものは「求職活動状況報告」も提出。）</p>
<p>(6) 生活に困窮しているとき。 （前年が非課税所得だったなど）</p>	<p>・ 各区市町村が発行する、前年度の住民税の非課税証明書（原本）</p>